

順序	手続項目	提出先 受領相手等	備 考	様式	条例 (施行規則)
1	開発構想届の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発構想届 書類作成要領に基づき作成すること。</li> <li>提出部数は正本1部+コピー1部(副本)。</li> </ul>	開発構想届 (様式第1号)	第11条 (第5条)
2	構想標識の設置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業区域内の道路に面する部分に地上からおおむね1mとなるように設置すること。</li> <li>2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に設置すること。 (開発構想届提出日以降に設置)</li> </ul>	開発構想に関する 標識 (様式第2号)	第12条 (第6条)
3	構想標識設置届の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発構想届を提出したときは、速やかに構想標識を設置すること。 (開発構想届と同時に提出することも可)</li> </ul> <b>【添付書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○標識を設置した場所の位置図</li> <li>○設置状況の写真(記載内容と敷地内の設置場所が確認できるもの)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出部数 各1部</li> </ul>	構想標識設置届 (様式第3号)	
4	構想説明の実施	周辺住民 (地域住民)へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。</li> <li>自治会の長と協議した結果、自治会の長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、あらかじめ町長に報告すること。</li> <li>説明会を行う場合は、開催日の14日前までに開発構想標識に開催日時・場所を記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知すること。</li> <li>説明会以外の方法で説明を行う場合は、その説明方法等を開発構想標識に記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知するよう努めること。</li> <li>施行規則第7条に規定する下記の事項を十分に理解されるよう説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■要望書の提出に関する事項</li> <li>■要望書に対する開発計画の説明に関する事項</li> <li>■事前協議に伴う開発計画の説明会等の開催に関する事項</li> <li>■開発台帳の公開に関する事項</li> <li>■その他、町長が必要と認める事項</li> </ul> </li> </ul>	—	
5	構想説明実施報告書の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出後、速やかに構想標識に構想説明実施報告書を提出した旨を記載すること。</li> </ul> <b>※構想説明実施報告書の第2面に記載する項目・内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■開発構想の概要に関する事項(開発事業区域の位置、所在、開発構想の用途、予定建築物の概要、開発事業区域周辺の状況等)</li> <li>■要望書の提出に関する事項</li> <li>■要望書に対する開発計画の説明に関する事項</li> <li>■事前協議に伴う開発計画の説明会等の開催に関する事項</li> <li>■開発台帳の公開に関する事項</li> <li>■その他、町長が必要と認める事項</li> </ul> <b>【添付書類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺住民範囲図 及び 周辺住民調書</li> <li>○説明に使用した図書</li> <li>○構想標識へ説明会の開催日時・場所(又は説明方法等)を記載したことが確認できる写真</li> <li>○その他、町長が認める図書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出部数 各1部</li> </ul>	構想説明実施 報告書 (様式第4号)	第14条 (第12条)
6	要望書の受領	周辺住民 より	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺説明実施から14日間要望書の提出を待つ。</li> </ul>	—	第15条 (第13～15条)
7	要望書写しの提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望書受領後、速やかに写しを都市政策課へ提出すること。</li> <li>提出部数 1部</li> </ul>	—	
8	開発構想届に対する指導・助言の受領	猪名川町 より		—	第11条 第2・3項 (-)
10	開発計画の策定	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望書の内容に配慮した開発計画を策定するよう努めること。</li> </ul>	—	第16条第1項 (-)
11	計画内容の説明	要望提出者へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>要望書提出者へ開発計画の内容を説明すること。</li> </ul>	—	第16条第2項 (第16条)

※開発構想届の受理後、都市政策課で開発事業の台帳の閲覧を開始します。